

令和
9年度

幼稚園・保育施設・学童保育室
入園(入所)受付



市立幼稚園

申請書類の配布・受付期間

11月4日(水)～13日(金)

- 配布場所 市 HP、各幼稚園、教育委員会 ※書類の受付は各幼稚園。
配布時間 各幼稚園 受付ともに平日 14 時～16 時
教育委員会 平日 8 時 45 分～16 時 30 分
必要書類 ①入園願書 ②給付認定申請書(1号認定用)
③住民票の写し(世帯全員・続柄記載、本籍省略)

入園資格

本市に住民登録があり、次の期間に生まれた方

- 1 年保育(5 歳児) 令和 3 年 4 月 2 日～令和 4 年 4 月 1 日生まれ
2 年保育(4 歳児) 令和 4 年 4 月 2 日～令和 5 年 4 月 1 日生まれ
3 年保育(3 歳児) 令和 5 年 4 月 2 日～令和 6 年 4 月 1 日生まれ

その他 「公立幼稚園・公立保育所の再編方針」に基づき、
令和 11 年 4 月に増穂幼稚園は瑞穂幼稚園と統合します。
※令和 11 年 3 月末に増穂幼稚園を閉園。

問教育委員会管理課学校教育室 ☎(70)0372

学童保育室

申請書類の配布・受付期間

11月1日(日)～30日(月)

- 配布・受付場所・受付時間
・子育て交流センター＝(火)～(日) 9 時～17 時(24 日(火)、祝を除く)
・学童保育室＝平日 18 時～19 時(祝を除く)

利用資格 保護者の就労などにより、
授業終了後に家庭保育を受けられない児童

実施場所・利用時間

- 各小学校内(大網小は子育て交流センター内)
・平日＝授業終了後～19 時 ・(土)、長期休暇＝8 時～19 時
※(日)、祝、年末年始は休室。

その他 ・管理運営は指定管理者制度により(株)アンフィニが行って
います。
・申込状況により、利用できない場合があります。

R9 春・夏・冬、R10 春休みの利用も同時募集！
(R9,4) (R10,3)

問子育て交流センター
(みどりが丘 3 の 18 の 4・大網小学校隣) ☎(86)7552

保育所(園)・小規模保育施設・ 家庭的保育事業・認定こども園

申請書類の配布・受付期間

11月2日(月)～30日(月)

- 配布場所 市 HP、子育て支援課、各保育施設、子育て支援館
受付場所・時間 子育て支援課・平日 8 時 45 分～16 時 30 分
※休日受付＝11 月 29 日(日) 9 時～12 時

利用資格 保護者の就労などにより、
保育の必要性の認定を受けていること
※認定を受けた場合でも、希望施設へ入所できるとは限りません。

—申し込みができる施設—

保育所

種別	施設名	住所	受入年齢
公立	増穂保育所	上貝塚 337	2 歳児～
私立	あさひ保育園	駒込 491 の 2	生後 57 日～
	大竹保育園	大竹 35 の 1	生後 57 日～
	みどりが丘保育園	大網 2800	生後 57 日～
	ありんこ親子保育園	みずほ台 2 の 10 の 16	2 歳児～
	あひる保育園	小中 770	生後 57 日～
	こなか保育園	小中 1494	生後 57 日～

地域型保育事業

種別	施設名	住所	受入年齢
公立	増穂小規模保育事業所	上貝塚 347	生後 6 か月～1 歳児
私立	小規模保育ピッコロ	みどりが丘 1 の 11 の 7	1 歳児～2 歳児
	ありんこの森保育園	永田 1407	生後 57 日～2 歳児
	エンジェルハートナーサリー	大網 909 の 3	生後 57 日～2 歳児
	チャイルド・ルーム キッズ・らぶ	みどりが丘 4 の 1 の 11	1 歳児～2 歳児
	きょうりゅうのたまご保育園	ながた野 2 の 25 の 17	生後 57 日～2 歳児
	鈴木家庭保育室	南飯塚 403 の 23	生後 6 か月～2 歳児

こども園

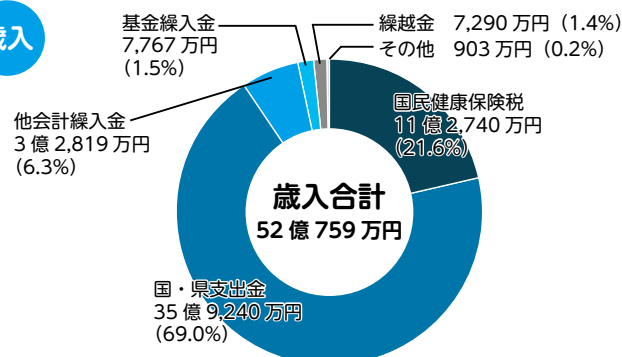
種別	施設名	住所	受入年齢
公立	しらさとこども園 (教育・保育部分)	南今泉 637	保育部分 生後 6 か月～ 教育部分 3 歳児～
私立	季美の森幼稚園 (保育部分)	季美の森南 1 の 3579 の 24	2 歳児～

問子育て支援課保育班 ☎(70)0347

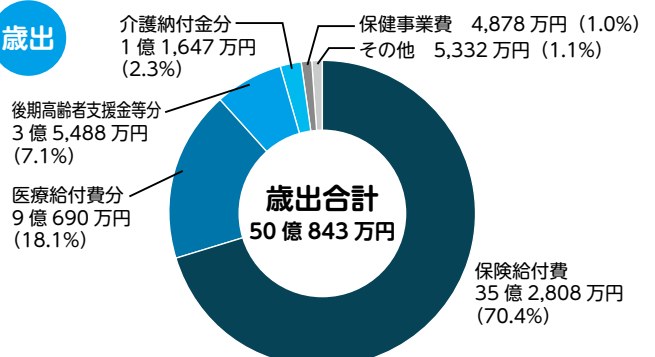
令和 7 年度国民健康保険特別会計の決算状況

国民健康保険は、職場の医療保険に加入している方や生活保護を受けている方などを除く、74 歳までのすべての方が加入する健康保険で、加入者の病気やけがに備えて、皆さんで支え合う制度です。

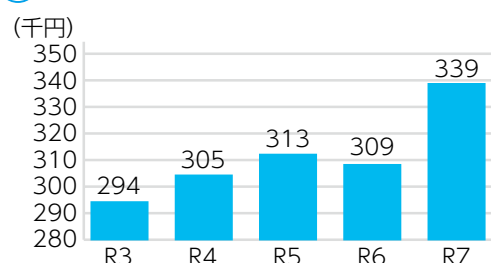
歳入



歳出



加入者一人当たりの給付費の推移



医療費は増加傾向にあります

加入者の高齢化と医療技術の進歩などにより、今後も一人当たりの医療費がさらに増加していく見込みです。
市が負担する保険給付費が増加すると、国民健康保険特別会計の健全な運営に支障を来す恐れがあります。

みんなで取り組む 3 つの健康アクション

1

特定健康診査・短期人間ドックを受けよう
早期発見・早期治療で重症化を防ぎます！

2

ジェネリック医薬品を上手に活用しよう
医療費の節約につながります！

3

おくすり手帳を活用しよう
お薬の履歴を共有できるので、飲み合わせや重複投薬を防ぐことができます。

11 月は「ちば国保月間」です

市町村、国保組合、千葉県、千葉県国民健康保険団体連合会が統一して県内全域で啓発活動などを実施しています。この機会に、ご自身の健康や医療の使い方を見直してみませんか？

問市民課国保班 ☎(70)0334